

国保標準仕様書【第1.6版】（案） に関する意見照会について

令和7年12月8日

1.標準化の背景と検討体制

背景

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）や「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）」に基づき、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）【第1.0版】を公開した。その後も制度改正や残課題事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改訂を行い、令和7年8月29日に国保標準仕様書【第1.5版】を公開したところ。
- また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）」（令和5年9月8日閣議決定）において、「令和5年3月末に公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度までに移行することを目指す」ことが示されており、国民健康保険業務においては、令和7年度までに、国保標準仕様書【第1.1版】に準拠したシステムへの移行が必要な状況。
- 他方、国保標準仕様書においては、【第1.5版】公開時点で持ち越し事項とした課題が残存していることや、来年度以降の制度改正に対応する必要があることから、引き続き国民健康保険システム標準化検討会にて検討を実施し、今般、国保標準仕様書【第1.6版】（案）をとりまとめたところ。

標準化検討会の検討体制

- 標準化検討会については、これまでの国保標準仕様書の作成時と同様、検討会を親会とし主に市町村の構成員で構成される業務ワーキングチーム（以下「WT」という。）と国民健康保険システムの開発ベンダで構成されるベンダWTの合同WTにて各種議論・検討を行っている。

No.	分類	検討会	業務WT	ベンダWT
1	会議のファシリテーター	・座長	・座長	・座長
2	地方自治体	・業務WT参加団体から構成	・業務、システムに通じる市町村、都道府県の担当者 (都道府県、政令市、中核市、その他市町村で構成)	—
3	関係ベンダ	・ベンダWT参加会社から構成	—	・業務システムを開発しているベンダの担当者
4	所管府省	・厚生労働省保険局国民健康保険課 ・厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室		
5	関係府省	・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム ・総務省自治行政局デジタル基盤推進室		
6	事務局	・国民健康保険中央会		

2. 標準化の検討におけるアウトプット

- 標準化の検討においては、以下の成果物が規定される。ここで規定される内容には主に以下の考えが適用される。
 - ・機能要件や帳票要件で「実装不可」と明記されたものもしくは、記載されなかったものは「標準準拠システム」には搭載されない。
 - ・ここで記載された要件以外の機能については「標準化対象外」と明記されているケースを除き原則カスタマイズにより「標準準拠システム」に実装することもできない。
 - ・様式が規定された帳票については住民向けの通知を統一するという観点で原則「カスタマイズ不可」とされている。

項目	対象(※)	理由・詳細
業務フロー	○	業務の運用イメージを確認でき、共通理解を促すための標準的な運用モデルとして定義する。
機能要件	○	最も効率的な運用方式を検討し、標準化する機能を定義する。 共通機能についてはデジタル庁より公開された地方公共団体システム共通機能標準仕様書(以下「共通機能標準仕様書」という。)に準拠するが、国民健康保険システムにて独自に定める機能要件については、個別に定義する。
	×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則標準化の範囲外とする
	○	最も効率的な運用を検討し、標準化する帳票を定義する。帳票要件として定義している帳票は、統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する。 帳票レイアウト共通理解を促すための標準的な様式として定義する。 なお、ここで規定された帳票については原則、カスタマイズ不可とされている。
	○	印字項目等を定義する。
	○	帳票レイアウトを定義する。
	☆	デジタル庁より公開された地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)に準拠している。
	☆	本事業の範囲で規定が必要と判断されるものについては機能要件として盛り込む。
非機能要件	☆	デジタル庁と総務省より公開された「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に準じる方針とする。

※ ○ : 標準準拠対象、☆ : デジタル庁から公開済みの情報に準拠する、× : 対象外 2

2. 標準化の検討におけるアウトプット

- 令和7年11月に合同WT及び検討会にて以下のプロセスで検討・議論を行い、国保標準仕様書【第1.6版】（案）を作成している。

＜国保標準仕様書【第1.6版】（案）作成のプロセス＞

① 国保標準仕様書【第1.5版】公開時点の課題・検討事項や制度改正による仕様書の改訂方針について、令和7年11月10日に実施した合同WTにて議論し、WT構成員による内容の確認を実施。



②①で提示した改訂方針と、合同WTにて議論した結果を基に、国保標準仕様書【第1.6版】（案）を作成。



③②で作成した国保標準仕様書【第1.6版】（案）について、令和7年11月26日の検討会において、改定方針及び改版した国保標準仕様書【第1.6版】（案）を全国意見照会に提示することについて諮り、承認を得た。

国保標準仕様書【第1.6版】（案）に反映した内容や、令和7年11月時点も対応見送りとして国保標準仕様書【第1.6版】（案）に反映していない内容について、後述の「3.国保標準仕様書【第1.6版】（案）への反映内容と未反映内容について」に内容を示す。

検討会、合同WTの議論内容等については、「別添①_第3回国民健康保険システム標準化検討会（令和7年度改訂）資料」参照。

3.国保標準仕様書【第1.6版】（案）への反映内容と未反映内容について

- 国保標準仕様書【第1.6版】（案）へ反映した内容は以下のとおり。

詳細は、国保標準仕様書【第1.6版】（案）の反映箇所をご確認いただき、ご意見をいただきたい。

なお、本意見照会時点において未反映の事項はないものの、現在検討が進められている制度改正については、具体的な内容が示され次第検討を行うこととする。

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
1	制度改正	高額介護合算療養費の支給手続き簡素化対応について	令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項をうけ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となる見込みであることから、 <u>国保システムに必要となる機能について検討し、国保標準仕様書へ反映した。</u>
2		外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策について	「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。」と示されたことをうけ、 <u>市町村において外国人の保険料収納情報等を把握</u> できるようにしたうえで、その情報を令和9年6月から公共サービスメッシュを用いて出入国在留管理庁へ連携し、外国人の在留審査時に活用する方針で検討されている。 本対応に伴い、 <u>国保システムに必要となる機能について検討し、国保標準仕様書へ反映した。</u>
3		資格情報のお知らせの様式改訂について	「資格情報のお知らせの様式の見直しについて」（令和7年10月16日事務連絡）において、保険者や医療機関における実務の状況を踏まえ、 <u>資格情報のお知らせの切り取り部分に「適用開始年月日」を追加する様式の見直し</u> が示されたことを受けて、 <u>国保標準仕様書へ反映した。</u>
4		生活保護システムとの連携要件の追加について	国保標準仕様書及び機能別連携仕様において、生活保護システムから生活保護受給情報を連携する機能が規定されていないが、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（保発0120第7号令和5年1月20日）」の省令により、世帯主による喪失の届出は省略可能と示されたことから、生活保護受給情報の連携が必要ではないかといった市区町村からの問合せを受けて、 <u>要件追加の検討を行った。</u>
5	その他	本紙記載内容の見直しについて	令和8年1月末公開予定の【第1.6版】は、標準化期限（令和8年4月1日）前の最終版となることから、標準仕様書本紙の記載内容について、介護・後期標準仕様書と不統一な内容や、直近のデジタル庁や関係省庁等の検討状況を踏まえて見直しを行った。
6		納入通知書における期別欄のシステム印字要否に関する規定追加について	納入通知書の期別欄については、市区町村によって表記内容が異なることから、帳票レイアウトにおいては固定文言を規定せず空欄として示し、システム印字項目を規定していなかったところであるが、システム印字を要望するご意見をいただいたことから規定を見直した。

3.国保標準仕様書【第1.6版】（案）への反映内容と未反映内容について

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
7	その他	納付証明書の出力年度の単位に関する要件追加について	税務標準仕様書において、納税証明書は課税年度・賦課年度、複数税目をまとめて出力するか選択可能としているのに対し、国保の納付証明書においては、指定した賦課年度で発行できることと規定しており、年度を遡及した際の更正後の金額を出力できないのではないかとのご意見をいただき、税務標準仕様書の仕様と横並びとなるよう要件の見直しを行った。
8		医療機関情報取込機能への補足追記について	機能ID：0242588に規定している国保連合会等より受領した医療機関データの登録機能に関して、国保中央会より公開しているインターフェースの項目の内容について読み取り誤りが懸念されるため、補記を行った。
9		長期入院該当の場合の交付者印について	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の長期入院該当の場合、交付者印のシステム印字要否について質問をいただいたことをうけ、必須項目として規定している交付者印を標準オプション項目へ見直した。
10		一部帳票のカスタマーバーコードの実装類型見直しについて	カスタマーバーコードの印字対象帳票の再整理を行った結果、カスタマーバーコードを印字できない帳票が存在することが判明したことから、該当帳票の項目を標準オプション項目に見直し、本紙に規定している印字対象帳票の条件を見直した。
11		納入通知書（単票）の帳票レイアウトへの文言追記について	現年度と過年度の「納入通知書」の帳票レイアウトに、明細外の件数>0の場合に印字する文言の差異があり、現年度の「納入通知書」に記載が漏れていたことから見直しを行った。
12		納付証明書の備考欄追加について	「世帯主に対して交付する納付証明書に、世帯に属する被保険者名を備考欄等に記載することは可能か」とのご意見を受けて、収納-12「納付額証明書」の帳票詳細要件及び帳票レイアウトに備考欄の規定がないため、システム印字項目として備考欄の追記を行った。
13		誤植修正等の反映	以下の事項について、仕様書へ反映した。 ①「対象年度」の用語不統一箇所の修正 ②その他誤記等の修正

3.国保標準仕様書【第1.6版】（案）への反映内容と未反映内容について

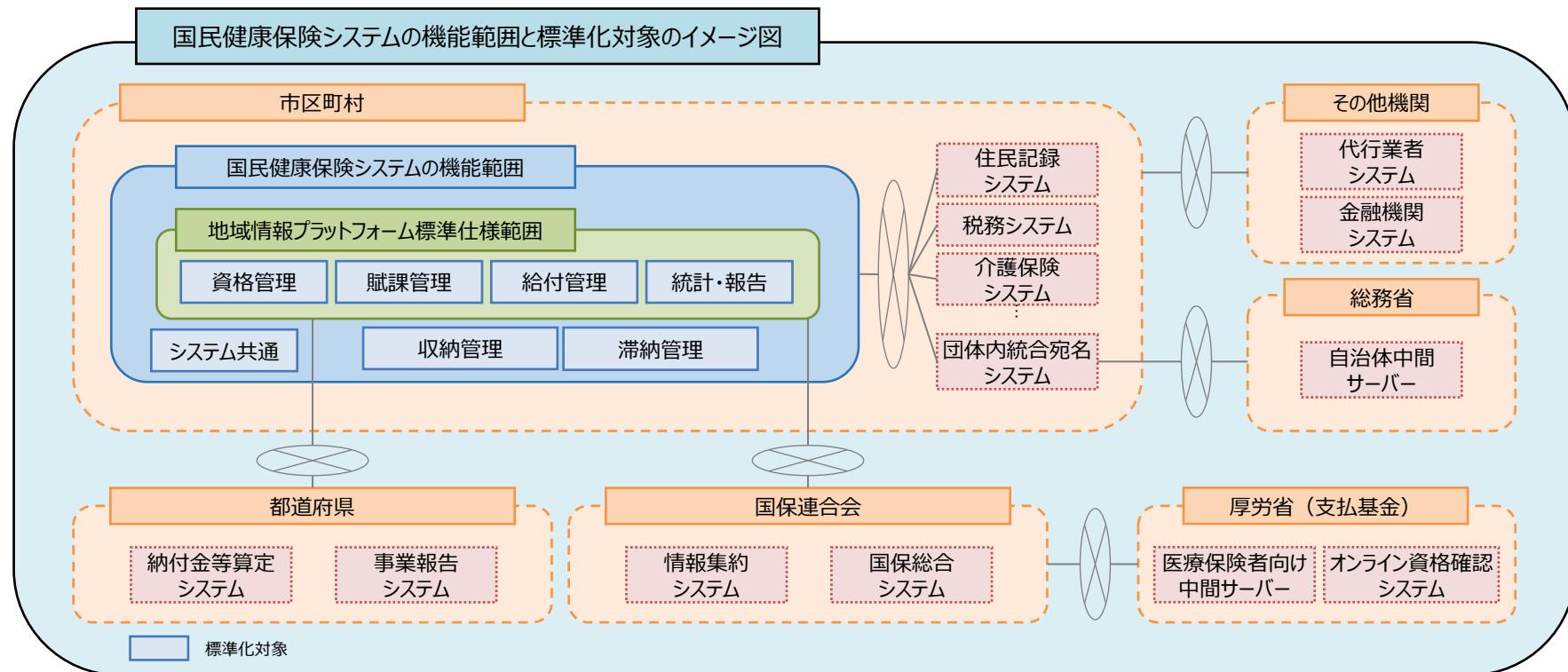
- 現在検討が進められている制度改正案件等である下記1点について、**国保標準仕様書【第1.6版】（案）には反映していないため、これらに関するご意見はご遠慮いただきたい。**なお、下記1点については令和8年8月の公開に向けて国保標準仕様書に反映する予定としており、仕様書案への反映が完了次第、改めて全国意見照会を実施する予定。

No.	カテゴリ	未反映事項	未反映内容・対応状況
1	その他	標準化期限後における適合基準日の考え方について	<p>（別紙2）機能・帳票要件において実装必須機能に対し規定している適合基準日について、標準化期限（令和8年4月1日）後に制度施行を迎える制度改正対応に係る機能の適合基準日は制度施行日とすることとしているが、各市町村における当該機能の国保システムへの適用は事前検証等の都合により制度施行日後となるケースも想定されることから、市区町村における事務に支障が生じないことを前提に、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が不要となるよう適合基準日の記載を見直すよう、第2回検討会にて対応方針を承認いただいたところ。</p> <p>適合基準日に記載する条項の詳細については、厚生労働省にて検討中のため、方針が示され次第、仕様書へ反映を行い、あわせて本紙に考え方を示す予定。</p> <p>なお、【第1.6版】（令和8年1月公開）においては、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」に係る実装必須機能及び3章に示した「外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策」にて追加を予定している実装必須機能について見直しを行う予定。</p>

4. 標準化の対象分野について

○ 国民健康保険システム標準化の対象分野の詳細について以下に記載する。

- ・国民健康保険システムにおける標準化の範囲については、標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年1月政令第1号）第15号及び標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号）第14条に定めるとおりとし（いわゆる「資格管理」「賦課管理」「給付管理」「統計・報告」を対象とする。）、業務システムに共通して必要となる「システム共通」や、国民健康保険業務として必要な「収納管理」「滞納管理」についても対象とする。
- ・国民健康保険システムと市区町村内の他業務システム及び都道府県・国・その他外部機関等のシステムとの連携部分については、国民健康保険システムから連携情報を出力する又は連携先システムからの連携情報を取り込む機能について、標準化の対象に含めることとする。（具体的な連携項目や連携方式等についてはデジタル庁より示される連携要件にて定められる）
- ・政令指定都市に関しては、事務処理上、大規模な都市特有の要件が必要となることから、必要な要件を標準化の対象に含めることとする。
- ・「給付管理」については、市区町村毎に、国保連合会が保有する国保総合システムへ委託する場合又は委託せず自庁で行う場合で運用方法が異なるが、市区町村側で行う場合がある事務処理に関しては漏れなく標準化の対象とする。

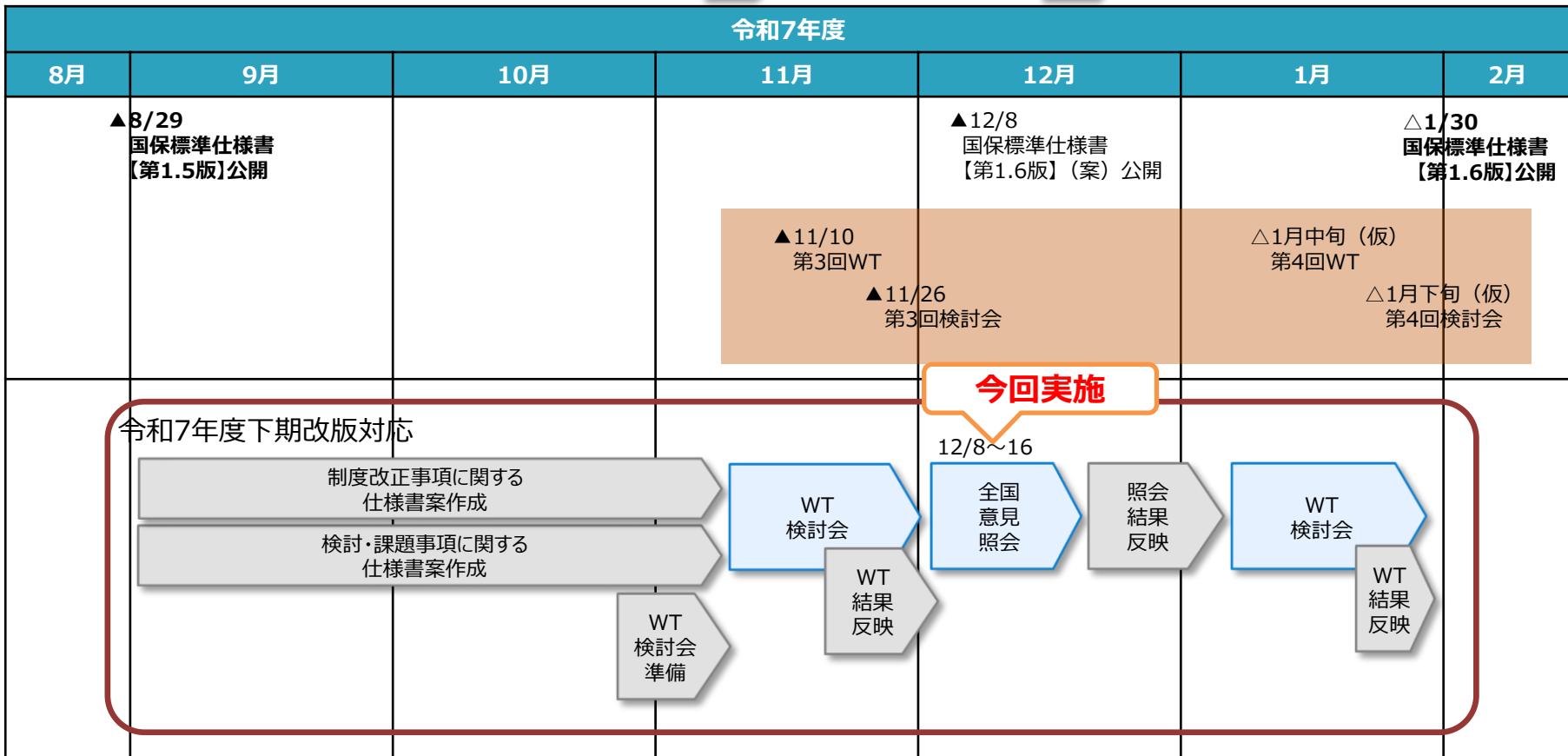


5.国保標準仕様書【第1.6版】の検討スケジュール

- 国保標準仕様書【第1.5版】公開後、引き続き制度改正事項等による改版の検討を進め、検討会及び合同WTによる議論を行い、国保標準仕様書【第1.6版】（案）を作成した。
- 今回実施する国保標準仕様書【第1.6版】（案）に対する全国意見照会の結果の取り込みを行ったうえで、令和8年1月末頃に国保標準仕様書【第1.6版】を公開する予定。
- 国保標準仕様書【第1.6版】公開までの、現時点のスケジュールを以下に示す。

■：事務局が実施する作業

■：検討会・WT・ベンダWT構成員が参加する作業



※ 記載している標準仕様書の版数は仮の版数となります。

- なお、基本方針において、「令和5年3月末に公表された標準仕様書に適合した標準拠拠システムに、令和7年度までに移行することを目指す」と示されていることから、国保標準仕様書【第1.6版】で追加・変更された実装必須機能への適合基準日は、令和8年4月1日以降とする。

6. 今回の意見照会における前提

- 標準仕様書については、一度作成して終わりとなるものではなく、その後に発生する制度改正等の内容を踏まえ、定期的にメンテナンスが行われていくものです。今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.5版】に対する改版内容を反映した国保標準仕様書【第1.6版】（案）について、ご意見等を伺うものです。
- 現在の国保標準仕様書【第1.6版】（案）に至るまでの検討過程等について、総括した資料が令和7年11月26日に開催した国民健康保険システム標準化検討会第3回検討会の資料「【資料No.2】第1回検討会」にてまとめられています。
検討過程に不明点などがある場合は、まずはこちらをご参照ください。
(別添①_第3回国民健康保険システム標準化検討会（令和7年度改訂）資料)
- 標準仕様書は本紙と別紙で構成されており、本紙には、標準化の背景、標準仕様書の取り扱いや考え方、別紙の前提となる事項等が纏められていますので、別紙をご確認いただく前に必ずご参照ください。
- 帳票については外部帳票（住民向け）のみを様式として規定しています。内部帳票については標準仕様書としては規定していません。
また、オンライン画面の詳細な内容等も同様に規定しておりません。これらの機能については各ベンダの創意工夫に委ねられます。
- 標準仕様書には、デジタル庁が作成するデータ要件・連携要件標準仕様書、共通機能標準仕様書がありますが、今回の意見照会では対象外となります。
- なお、機能については、標準仕様書（本紙）にも記載しておりますが、基本的に全ての市町村において必要とされるものは「実装必須」として規定されますが、一部の市町村でのみ使用することが想定されるもの等については、基本的に「標準オプション」として規定されます。

6. 今回の意見照会における前提

- 以下の内容については、今回の意見照会の対象外とさせていただきます。

- 国保標準仕様書【第1.5版】で規定済みの要件について

今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.5版】に対する改版内容について、ご意見等を伺うものです。【第1.5版】からの変更点については、「05_修正事項一覧_【第1.6版】（案）」でお示ししておりますので、この内容に対してご意見を回答くださるようお願い申し上げます。

なお、国保標準仕様書【第1.5版】時点で規定済みの要件については、業務上支障があるため修正が必須と考えられる事項があつた場合に限り、ご意見を承ります。その他の事項についていただいたご意見については恐れ入りますが本意見照会の対象外とさせていただきます。

7. 今後の標準仕様書の改版について

- 今後の改版については、以下のスケジュールを予定しています。

令和7年度						
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	▲8/29 国保標準仕様書 【第1.5版】公開			▲11/10 第3回WT ▲11/26 第3回検討会	▲12/8 国保標準仕様書 【第1.6版】(案) 公開	△1/30 国保標準仕様書 【第1.6版】公開 △1月中旬(仮) 第4回WT △1月下旬(仮) 第4回検討会
<p>令和7年度下期改版対応</p> <pre>graph LR; A[制度改正事項に関する仕様書案作成] --> B[検討・課題事項に関する仕様書案作成]; B --> C[WT検討会]; C --> D[WT結果反映]; D --> E[全国意見照会]; E --> F[照会結果反映]; F --> G[WT検討会]; G --> H[WT結果反映];</pre>						

※ 記載している標準仕様書の版数は仮の版数となります。